

令和5年度入学者選抜方法等の変更（予告）

令和5年度入学者選抜から芸術文化学部学校推薦型選抜において、以下のとおり推薦要件を変更します。
 なお、現時点において決定している変更内容のみを掲載しています。今後、他の学部・学科で変更を行う場合は、改めて本学ウェブサイト等でお知らせします。

令和4年度（現行）

【学校推薦型選抜】

実施学部・学科名	芸術文化学部芸術文化学科
出願要件	次の(1)から(4)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校 ^(注1) 又は中等教育学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者 ^(注2) (2) 特別支援学校の高等部を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者 ^(注2) (3) 高等専門学校の3年次を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者 (4) 文部科学大臣が指定した専修学校高等課程を修了した者及び令和3年3月修了見込みの者 ^(注2) (注1) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を含む。 (注2) 卒業(修了)見込みの者には、学校教育法施行規則第93条第3項の規定に基づき、令和3年度中に卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの者を含む。
推薦要件	次の①と②に該当する者 ① 人物、学力ともに優れ、かつ、勉学意欲が旺盛であり、学校長が責任を持って推薦する者 ② 合格した場合に入学が確約できる者 <u>ただし、卒業(修了)者が学校長の推薦を受けられない場合は、適切な第三者(親族は除く。)の推薦により出願できる。</u>



令和5年度（変更後）

【学校推薦型選抜】

芸術文化学部学校推薦型選抜に出願する者は、推薦者を出身高等学校等の校長に限り、「適切な第三者」からの推薦による出願を不可とする。

実施学部・学科名	芸術文化学部芸術文化学科
出願要件	次の(1)から(4)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校 ^(注1) 又は中等教育学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者 ^(注2) (2) 特別支援学校の高等部を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者 ^(注2) (3) 高等専門学校の3年次を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者 (4) 文部科学大臣が指定した専修学校高等課程を修了した者及び令和3年3月修了見込みの者 ^(注2) (注1) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を含む。 (注2) 卒業(修了)見込みの者には、学校教育法施行規則第93条第3項の規定に基づき、令和3年度中に卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの者を含む。
推薦要件	次の①と②に該当する者 ① 人物、学力ともに優れ、かつ、勉学意欲が旺盛であり、学校長が責任を持って推薦する者 ② 合格した場合に入学が確約できる者 <u>(注) 卒業(修了)者にあつては出身学校長の推薦を受けること。</u>

下線を付した部分が、令和4年度入学者選抜と異なる箇所を示す。